

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年9月11日

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所
所長 犬童 眞二
(公印省略)

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、長良川河口堰管業務等で予定している長良川河口堰建物等点検（仮称）の積算の参考とするため、標準的な作業歩掛を募集するものです。

2. 歩掛参考見積提出の資格

- (1) 当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・設計コンサルタント等の業種区分の「建築関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付6経契第443号）に基づき、木曽川水系・豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、4. 参考見積内容に準じて作成してください。なお、参考見積書の様式は問いません。

件名は、別紙ー2「歩掛参考見積書様式」を参考に

「長良川河口堰建物等点検（仮称）歩掛等参考見積書」としてください。

見積書の宛名は

「独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二 宛」

としてください。

- (2) 提出期間：令和8年9月18日（金）から令和8年9月25日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先 【担当】経理課 山本 咲希

〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面136番地

TEL : 0594-42-5012 FAX : 0594-42-5020

E-mail : nyukei_ibinagasou@water.go.jp

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX またはメール（書面で社印があること）により提出するものとします。（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

別紙－1「見積仕様書」のとおりとします。

なお、見積作成にあたり見積仕様書を補足する「参考図」は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」による別途送付とします。3. (3)に記載するメールアドレス宛に、「参考図」受信を希望する旨をメールするとともに、メール受信確認の電話をしてください。

(2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、別紙－1「見積仕様書」の業務を実施する為に必要な技術者の人数等を募集します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限 令和9年3月末日まで

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年9月11日（金）から令和8年9月16日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出先：3. (3) に同じ。

(3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和8年9月17日（木）から令和8年9月25日（金）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

－以 上－

長良川河口堰建物等点検（仮称）

見 積 仕 様 書

令和 8 年 9 月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める設計業務等共通仕様書（令和6年4月）（以下「共通仕様書」という。）に優先して「長良川河口堰建物等点検（仮称）」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

1-2 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によるものとし、最新の技術基準等に基づいて行わなければならない。

- (1) 日本工業規格
- (2) 河川管理施設構造令〔国土交通省（平成25年7月）〕
- (3) その他、調査職員が指示するもの

第2節 業務内容

2-1 業務場所

三重県桑名市長島町十日外面地先外

2-2 業務概要

本業務は、長良川河口堰の防災資料館（以下資料館とする）1階倉庫、長良導水選択取水ゲート建屋及び川表ゲート建屋で発生している漏水について、原因の推定及び必要な補修対策の検討及び工事計画資料の作成を行うものとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 打合せ協議 | 1 式 |
| (2) 計画準備 | 1 式 |
| (3) 建物状況点検 | 1 式 |
| ・ 資料館（目視調査、散水試験） | |
| ・ ゲート建屋（目視調査、散水試験） | |
| (4) 点検結果とりまとめ | 1 式 |
| (5) 補修方法検討 | 1 式 |
| (6) 資料館防水工事資料作成 | 1 式 |
| (7) 長良導水選択取水ゲート建屋防水工事資料作成 | 1 式 |
| (8) 長良導水川表ゲート建屋防水工事資料作成 | 1 式 |

第3節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第4節 管理技術者

管理技術者は下記に定める要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 技術士

総合技術監理部門：「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」又は「建設－鋼構造及びコンクリート」

建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」若しくは当該者となる資格を有する者

(2) R C C M

「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「鋼構造及びコンクリート」若しくは当該者となる資格を有する者。

(3) 社団法人土木学会が認定した特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、河川・流域、設計、メンテナンス）、上級土木技術者（鋼・コンクリート、河川・流域、設計、メンテナンス）又は一級土木技術者（鋼・コンクリート、河川・流域、設計、メンテナンス）若しくは当該者となる資格を有する者。

(4) 『建設業法（昭和24年法律第100号）』による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「鋼構造物塗装」とするものに限る。）とするものに合格した者。

(5) 『建設業法（昭和24年法律第100号）』による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者。

(6) 『建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条』による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者。

第5節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料等は、次のとおりである。

- (1) 長良川河口堰事業概要〔パンフレット〕
- (2) 長良川河口堰建設工事完成図〔縮刷版・PDFデータ〕
- (3) 長良川河口堰管理施設台帳付図〔CADデータ〕
- (4) 長良導水川表ゲート上屋等補修工事
- (5) 長良導水取水口上屋補修工事
- (6) その他、調査職員が必要と認めた資料

2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

第6節 成果品の提出

6-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和8年2月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：https://www.cals-ed.go.jp/cr_point/）に基づいて作成した電子デ

ータを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】(令和8年2月:国土交通省)」(https://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート(調査設計業務用)」を用いて調査職員と協議するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しているので、記入内容等については、調査職員から指示を受けること。

2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。

電子媒体(CD-R 又は DVD)

1 式(2部)

第7節 下請負

1. 受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に調査職員に提出しなければならない。

なお受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度調査職員に提出しなければならない。

2. 本業務における「主たる部分」は共通仕様書第1章第28節1項の他に以下の内容を加えるものとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 建物状況点検 | 1 式 |
| (2) 点検結果とりまとめ | 1 式 |
| (3) 補修方法の検討 | 1 式 |
| (4) 資料館補修工事資料作成 | 1 式 |
| (5) 長良導水選択取水ゲート建屋補修工事資料作成 | 1 式 |
| (6) 長良導水川表ゲート建屋補修工事資料作成 | 1 式 |

3. 本業務における「軽微な部分」は共通仕様書第1章第28節2項に規定する部分の他、点検仮設や高所作業車等の点検・散水試験に係る資機材及びその操作、資料の複写、及び点検結果の図化とする。

第8節 工事用水

漏水経路確認のための散水試験等に必要な用水については、発注者が管理する給水設

備から無償で供給することができる。

受注者は使用にあたり、漏水、逸失等の防止に努めるものとし、使用箇所及び使用期間について事前に調査職員の承諾を得るものとする。

第2章 業務内容

第1節 対象建物の概要

本業務の対象である建物の概要は以下のとおりとする。なお、詳細については参考資料のとおりとする。

1) 資料館

位置	長良川河口堰左岸
構造、規模	鉄筋コンクリート造 地上4階建
面積	建築面積 565.490m ² 延床面積 1167.073m ²

2) 長良導水選択取水ゲート建屋

位置	三重県桑名市長島町西外面
構造、規模	鉄骨造
面積	延べ面積 167.06m ²

3) 長良導水川表ゲート建屋

位置	三重県桑名市長島町西外面 1026
構造、規模	鉄骨造
面積	延べ面積 64.07m ²

第2節 計画準備

現地点検に先立ち、既往資料等の情報をもとに資料館の構造、特性等を把握したのち、現地条件を反映した点検時の安全対策を含む点検計画を作成し、調査職員に提出するものとする。

第3節 建物状況点検

資料館1階倉庫の漏水については、原則として目視調査及び散水試験を行い、漏水経路を特定又は推定するものとする。点検対象部位は、漏水経路の特定に必要な範囲を対象とする。

1. 点検にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう留意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに調査職員に報告するものとする。
2. 調査は原則として、現況状態での実施を基本とするが、部材内部等の確認が必要な場合は、必要最小限の部品取り外し、保温材の一部撤去などについて、調査職員と協議するものとする。なお、点検口など開閉可能な箇所のほか、機器の一時停止等の操作がなく、そのまま取り外し再取り付けが可能な部材については、その限りでない。
3. 漏水箇所特定のため、散水試験を実施するものとする。参考図に示す散水試験想定箇所以外に、事前の現地確認結果等を踏まえて散水の実施が必要な箇所が認められた場合には、調査職員と協議するものとする。なお、散水試験に必要な上水道は発注者施設の上水道等を利用することとし、散水ホース、高圧洗浄機又は送水ポンプ、足場又は高所作業車等の点検に必要な資機材・仮設は、受注者が準備するものとする。
4. 点検及び散水試験に必要な足場、高所作業車等は受注者の責により準備するものと

し、事前に計画を作成し調査職員の承諾を受けるものとする。散水試験を想定箇所以外で実施する場合の点検及び仮設備に係る費用については、調査職員と協議を行うものとする。

5. 点検時に緊急性の高い不具合箇所が確認された場合、応急的な対策等を指示する場合がある。応急対策を指示した場合は業務の変更について調査職員と協議するものとする。

第4節 点検結果とりまとめ

建物状況点検の結果をもとに、漏水経路を整理し、補修対策の必要な箇所をとりまとめ、写真、略図等により整理するものとする。

第5節 補修方法検討

5-1 資料館

点検結果とりまとめをもとに、補修工事計画を立案するものとする。補修方法については、漏水原因の回復を基本とし、室内については現在の室の利用に則した復旧方法を立案するものとする。

5-2 長良導水選択取水ゲート建屋、長良導水川表ゲート建屋

点検結果とりまとめをもとに、補修工事計画を立案するものとする。補修方法の概略設計については、複数案（例：補修、修繕、改修等）を比較して、とりまとめるものとする。

ここでいう「補修」とは、劣化した部位等の性能及び機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。「修繕」とは、劣化した部位等の性能及び機能を初期の水準まで回復させることをいう。「改修」とは、漏水を許容するが、屋内機器等を漏水から保護するとともに、屋外に排水する機能を付加するよう改善することをいう。

第6節 資料館防水工事資料作成

補修方法検討の結果をもとに、資機材搬入方法、仮設備計画、施工手順を検討するものとする。また、検討結果により必要に応じて施工上の制約条件を提示するものとする。

工事資料作成にあたっては工事発注に必要な図面の作成、数量計算書の作成、並びに概算工事費内訳書を作成するものとする。工事の仕様は、国土交通省公共建築改修工事標準仕様書によるものとし、数量計算書及び概算工事費内訳書は国土交通省の基準に基づき作成するものとする。

第7節 長良導水選択取水ゲート建屋防水工事資料作成

補修方法検討の結果をもとに、資機材搬入方法、仮設備計画、施工手順を検討するものとする。また、検討結果により必要に応じて施工上の制約条件を提示するものとする。

工事資料作成にあたっては、第5節の2.で立案した複数案の補修方法ごとの概算工事費算出に必要な概略図面の作成、数量計算書の作成を行い、概算工事費内訳書を作成するものとする。工事の仕様は、国土交通省公共建築改修工事標準仕様書によるものとし、

数量計算書及び概算工事費内訳書は国土交通省の基準に基づき作成するものとする。

第 8 節 長良導水川表ゲート建屋防水工事資料作成

第 7 節と同様とする。

以上

長良川河口堰建物等点検(仮称) 歩掛参考見積書様式

設計業務

項目	職種	見積り単位	主任技術者	理事、技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金額
			90,300	82,800	70,900	62,600	49,300	42,500	36,700	
計画準備		1式								0
建物状況点検		1式	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0
資料館(目視調査、散水試験)		1式								0
ゲート建屋(目視調査)		1式								0
点検結果とりまとめ		1式								0
補修方法検討		1式								0
資料館防水工事資料作成		1式	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0
施工計画検討		1式								0
工事計画資料作成		1式								0
長良導水選択取水ゲート 建屋防水工事資料作成		1式	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0
施工計画検討		1式								0
工事計画資料作成		1式								0
長良導水川表ゲート 建屋防水工事資料作成		1式	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0
施工計画検討		1式								0
工事計画資料作成		1式								0
			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0

※建物状況点検は、機械の運転労務、機械経費を除き、実調査にかかる歩掛を計上のこと。

建物状況点検に係る足場及び散水試験に係る機械経費等(任意で必要なものを計上してください。)

名 称	規格	単位	数量	単価	金額	備考
					0	

※足場架設用、散水試験用等、備考欄へ使用目的を記載のこと。

建物状況点検に見込まれる日数 日間 (0.5日単位)

業務の履行に必要な期間の目安 月 (整数止め)